

これまでに寄せられた主な質問と回答

* 専門医、指導医の申請について

質問. 研究期間中の学術集会参加証を紛失した場合、どのように参加の証明をしたらいいですか？
回答. 認定条件の証明として原則、参加証の写しが必要です。参加した年会事務局へ再発行を依頼してください。再発行できない場合は、その代わりとして、年会事務局から学会参加した旨を記載した書類を作成いただき、それを参加証明とさせていただきます。

質問. 申請時は臨床精神神経薬理学セミナー受講が不足していますが、その年の秋に受講する予定です。認定条件の対象になりますか？

回答. なりません。申請時に「専門医認定試験合格」を除く認定条件をすべて満たしている必要があります。

質問. 専門医申請時に提出した論文を、指導医申請の際に提出してよいですか？

回答. 専門医申請時と指導医申請時の論文が重複しても問題はありません。

* 専門医の更新について

質問. 学術集会の参加が更新単位となりますが、参加時間数や傾聴する必須プログラムの規定はありますか？

回答. ありません。

質問. 更新単位をカウントする記録カードなどはありますか？

回答. ありません。更新単位は自己申告になりますので、単位を証明する書類は、大切に保管してください。

* 学術活動の評価について

質問. 日本臨床精神神経薬理学会または日本神経精神薬理学会での発表は、筆頭者であればポスター発表でもよいですか？

回答. ポスターでも口演でも同等の扱いです。

質問. 論文や症例報告については時間の規定はないですか？

回答. すでに出版や公表されているものであれば対象です。専門医および指導医の認定に関しては「過去数年に限る」といった時間の規定はありません。更新のための単位は、認定期間の5年間のものだけが対象となります。

質問. 英語の論文と日本語の論文は同じカウントですか？

回答. 同じです。

質問. 財団等への研究報告書はどういった扱いですか？

回答. 財団等への研究報告書は学術論文（原著、著書、総説、症例報告）には含まれません。

質問. 症例報告は短報でもよいですか？

回答. 内容によると思いますが、あまりにも短いものであれば短報は対象からはずれる可能性があります。

質問. 本のチャプター執筆も論文として認められますか？

回答. 認められます。

質問. ECT、また精神活性物質（アルコール）の副作用に関する研究は精神科薬物療法に関連することになりますか？

回答. 例えば薬物難治例に対して ECT を行い、薬物療法との比較を論ずるといったものは対象になると思いますが、薬物療法と無関係に純粋に ECT だけをテーマにした論文は該当しないと思います。精神活性物質については該当すると思います。